

福岡県田川地区消防組合職員の立入検査証に関する規則

〔昭和 45 年 12 月 28 日〕
規 則 第 4 号

改正 平成 8 年 1 月 26 日組合規則第 1 号 平成 14 年 11 月 8 日組合規則第 7 号

第 1 条 消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項、第 16 条の 5 第 3 項及び第 34 条第 2 項の規定による消防職員の立入検査の場合に示す証票（以下「立入検査証」という。）は、次のとおりとする。

第 2 条 立入検査証は、記名式紙製としその様式形状は、別図のとおりとする。

第 3 条 立入検査証は、管理者において必要と認める消防職員に対してこれを発行する。

第 4 条 立入検査証を貸与した場合は、立入検査証貸与簿（別記様式）を備付け、整理しなければならない。

第 5 条 立入検査証の取り扱いは慎重にし、他人に貸与し、又は必要以外にこれを使用してはならない。

第 6 条 消防職員は、立入検査証を紛失、滅失又は破損したとき及び記載事項に変更を生じたときは、すみやかに管理者に届出なければならない。

2 前項の場合、管理者は実情に応じ立入検査証を再交付する。

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年組合規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則に規定する立入検査証の様式形状に適合しないものについては、当分の間、適宜修正して使用することができる。

附 則（平成 14 年組合規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則に規定する立入検査証の様式形状に適合しないものについては、当分の間、適宜修正して使用することができる。